

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称	犬山市観光協会運営補助金			市の担当部課	経済環境部観光交流課	
				問い合わせ先	0568-44-0342	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	一般社団法人犬山市観光協会			代表者名	会長 小川征一	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	当該団体は、旅行・観光業界に太いパイプを持つとともに、旅行会社勤務経験者を職員として採用していることから、観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを有しているため。					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	当該団体は市内全域に会員を有するとともに、事務局職員に旅行会社勤務経験者を採用するなど、旅行・観光業界に太いパイプを持ち、また観光宣伝・観光客誘致に関する専門的な知識・ノウハウを持ちあわせており、犬山市の観光事業を実効性を持って推進するには必要不可欠な事業である。					
補助金の額  ( )は一般財源の額	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算		
	19,245,000 円	21,046,462 円	22,559,566 円	25,840,421 円		
	(19,245,000 円)	(21,046,462 円)	(22,559,566 円)	(25,840,421 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容	国際観光文化都市犬山を国内外に広く宣伝し、観光客誘致を図り、恒例の観光事業を積極的に行った。					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		150,218,557 円			
	うち補助事業全体の経費		31,551,216 円			
	うち補助対象経費		22,559,566 円			
	補助対象経費の内訳		人件費(事務局職員4名)		22,559,566 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		事務局職員4名分の人件費80%			
	補助限度額		犬山市観光振興補助金交付要綱による			
	精算の有無 (変更交付)	有	その理由	4月に予定事業として支出を行い、事業費確定後に精算を行う		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	当該団体の観光宣伝・情報発信等により当市に訪れる観光客は年々増加している。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		34,351,120 円			
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					有	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。